

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	安土町慈恩寺 (慈恩寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は小規模な集落で、以前は十数戸の農家であったが、現在は4戸の農家で地域の農業を支えている。令和3年には4戸8組合員で法人組織を設立し、小麦及び黒大豆を中心とした経営を行っている。また、水稻については、各農家による生産を行っている。しかしながら、一部農家の高齢化により水稻栽培が負担になりつつあるため法人組織による水稻生産の取組が喫緊の課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

法人組織である地元集落営農組織を地域の担い手と位置付け、小麦及び黒大豆により効率的な栽培を推進するとともに、水稻についても法人が生産に取り組むことを計画的に進めていく必要がある。併せて法人として後継者育成の推進、農業用機械・施設の導入についても計画的に進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手である地元集落営農組織への集積・集約化を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の貸付意向に配慮しながら農地バンクを通じて担い手への集積を段階的に進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域は、1級河川の山本川をはさんで、南から北に向かって階段上の傾斜状況にありまた、埋蔵文化財の関係から大区画化は困難な状況である。畑作物栽培のための汎用化に向けた暗渠排水等については補助制度を活用しながら施工に向けて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地元集落営農組織構成員の後継者を担い手として育成することを進めるため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
大豆刈取り作業については、業者に委託しているが、防除作業についてはJA系列組織のドローン委託を検討するほか、将来的には法人がスマート農業の一環としてドローン取得を視野に入れながら検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ 農作業効率及び農作物の品質の向上を目指すため、ドローン等の作業委託又は購入を検討する。
 ⑧ 担い手である法人や、農業者の利用状況などを考慮しながら、機械及び農業用設備を整備し、農業用施設の主役化を進める。